



金 沢 市 公 報

号外第8号の2

令和2年(2020年)4月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●病院事業管理規程

○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部

を改正する規程 (市立病院事務局) 1

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年4月28日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ウ中「職員」の次に「(エに掲げる職員を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

エ 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち管理者が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として管理者が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から患者等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事した職員

別表第3中

第6条第1項第3号ウに該当する者	1日につき 290円	を に
第6条第1項第3号エに該当する者	1日につき 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事したときにあっては、4,000円)	

改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の金沢市立病院職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和2年1月27日から適用する。
- 改正後の規程第6条第1項第3号エの規定を適用する場合には、改正前の金沢市立病院職員の給与に関する規程第6条第1項第3号ウの規定に基づいて支給された感染症防疫作業等手当は、改正後の規程第6条第1項第3号エの規定による感染症防疫作業等手当の内払とみなす。

令和2年(2020年)4月28日 印刷
令和2年(2020年)4月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄